（管理又は監督の地位）

第十六条の三　管理運用法人に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものとする。

（総合勘定が受け入れた資金の額）

第十七条　令第十七条第一項第一号の厚生年金勘定から受け入れた資金の額に相当するものとして算出した金額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合算額から第三号に掲げる額を控除して得た額とする。

一～三　（略）

2　前項の規定は、令第十七条第一項第一号の国民年金勘定から受け入れた資金の額に相当するものとして算出した金額について準用する。この場合において、前項中「厚生年金勘定」とあるのは、「国民年金勘定」と読み替えるものとする。

（業務概況書の記載事項等）

第十八条　法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一～四　（略）

2　法第二十六条第二項の厚生労働省令で定める期間は、一年とする。

3　法第二十六条第二項の書類は、事業年度終了後四月以内に、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（管理又は監督の地位）

第十六条の三　管理運用法人に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものとする。

（総合勘定が受け入れた資金の額）

第十七条　令第八条第一項第一号の厚生年金勘定から受け入れた資金の額に相当するものとして算出した金額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合算額から第三号に掲げる額を控除して得た額とする。

一～三　（略）

2　前項の規定は、令第八条第一項第一号の国民年金勘定から受け入れた資金の額に相当するものとして算出した金額について準用する。この場合において、前項中「厚生年金勘定」とあるのは、「国民年金勘定」と読み替えるものとする。

（業務概況書の記載事項）

第十八条　法第二十六条の厚生労働省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一～四　（略）

（新設）

別紙様式を別記様式第五に改め、同様式の前に次の四様式を加える。

別記様式第一（第一条の九関係）

利害関係金融事業者に対する求職承認申請書

年　月　日

殿

年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）第16条第２項第３号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

1　申請者

（ふりがな） 氏　名	（　　）	地　位
現在の職務内容		
離職予定日	年　月　日	

2　承認の申請に係る利害関係金融事業者

※　年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成18年厚生労働省令第60号）第１条の８第１項第５号に係る申請の場合に限り、複数の利害関係金融事業者について記載可。

名　称		本社所在地
業務内容		
① 子法人の地位に関する承認申請の場合	子法人の名称	本社所在地
	業務内容	
名　称		本社所在地
業務内容		
② 子法人の地位に関する承認申請の場合	子法人の名称	本社所在地
	業務内容	
名　称		本社所在地
業務内容		
③ 子法人の地位に関する承認申請の場合	子法人の名称	本社所在地
	業務内容	